

# 設 計 書

予算項目	配水費 － 委託料
委託番号	委託 第 72 号

課 長	課長補佐	係 長	副 務 者	検 算	主 務 者 ( 監 督 員 )

年 度	令和 6 年度	作 成 年 月 日	令和6年10月21日	履 行 期 間	から
委 託 名	配水池等清掃業務委託				令和7年3月17日
委 託 場 所	桜ガ丘五丁目地内ほか			契 約 者	
設 計 金 額	金 円也				
財 源 区 分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
種 別	設 計 額 (円)	摘 要	(点検清掃)	
業務価格			・桜ひがし配水塔 (テレビカメラ付きロボット清掃)	1箇所
消費税等相当額			・大平台配水塔 (テレビカメラ付きロボット清掃)	1箇所
業務委託費計			・南ヶ丘配水塔 (テレビカメラ付きロボット清掃)	1箇所
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

## 業務委託費内訳書(総括)

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
	業務価格						
		清掃業務委託費					内訳書第1号
		計					
消費税等相当額							10%
業務委託費計							

秋 田 市 上 下 水 道 局

# 内訳書

(第1号)

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
清掃業務委託費							
	直接業務費						
		清掃業務 桜ひがし配水塔	式	1			明細書第1号
		清掃業務 大平台配水塔	式	1			明細書第2号
		清掃業務 南ヶ丘配水塔	式	1			明細書第3号
		計					
	間接業務費						
		共通仮設費	式	1			
		現場管理費	式	1			
		計					
	業務原価						
		一般管理費等	式	1			
計							

秋 田 市 上 下 水 道 局

直接業務費

清掃業務（桜ひがし配水塔）

# 明 細 書

1式当り

(第1号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水中ロボット清掃工		m <sup>2</sup>	28.2			
機材運搬費		式	1			
調査記録工		箇所	1			
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

直接業務費

清掃業務（大平台配水塔）

# 明 細 書

1式当り

(第2号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水中ロボット清掃工		m <sup>2</sup>	47.7			
機材運搬費		式	1			
調査記録工		箇所	1			
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

直接業務費

清掃業務（南ヶ丘配水塔）

# 明 細 書

1式当り

(第3号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水中ロボット清掃工		m <sup>2</sup>	30.3			
機材運搬費		式	1			
調査記録工		箇所	1			
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

# 配水池等清掃業務委託

## 特記仕様書

令和6年度

秋田市上下水道局水道維持課

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条（適用）

この仕様書は、配水池等清掃業務委託（以下「業務」という。）に適用する。なお、本仕様書に定めのない事項は、「配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）」、「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局）」の各最新版で定めるものとし、その他は委託者の定める監督員（以下、「監督員」という。）との協議により決定する。

### 第 2 条（目的）

この業務は、桜ひがし配水塔、大平台配水塔、南ヶ丘配水塔の内部（床面）の堆積物等の清掃を行うものである。

### 第 3 条（法令等の遵守）

受託者は、業務に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守すること。

- 2 受託者は、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする業務は、当該資格等を有する者に行わせること。

### 第 4 条（基本事項）

この業務は、契約書、特記仕様書、図面に基づいて行うこと。

- 2 特記仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上、当然必要なものは施工すること。

### 第 5 条（指示事項）

監督員は受託者に、この特記仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に伴う指示等を行うことができる。

### 第 6 条（提出書類）

契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた書類は、別に提出させることができる。

- (1) 配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）に準用するもの

ア 業務計画書（概要、現場組織、業務工程、業務方法、安全衛生、従事者一覧表ほか）

イ 手順書 2部

ウ 週間工程表

- エ 作業日誌
- オ 業務完了届
- カ 業務状況記録写真 1部
- (2) その他
  - ア 必要に応じて、委託打合簿
  - イ 作業状況を記録したDVDもしくはCD-R 1枚
  - ウ 業務報告・解析書 1部
  - エ その他必要とする書類

#### 第7条（諸官庁等への手続）

受託者は、業務に必要な場合、関係諸官庁および他企業に対する一切の手続きを行うとともに、その経過について監督員に報告すること。関係諸官庁との協議事項および指示事項は、記録にとどめて委託者に提示すること。また常に密接な連絡を保ち、設備使用開始に支障のないようにしなければならない。これに必要な経費は受託者の負担とする。

#### 第8条（事前調査）

受託者は、業務着手に先立ち、現地の状況、関連作業等について綿密な調査を行い、実状を把握のうえ履行しなければならない。

なお、必要とする各機器については、事前に持ち込みを認める。

#### 第9条（工程等の打合せ）

受託者は、稼働中の施設内での作業であるため、工程等については、事前に監督員と密接な連絡を取り、配水池等の機能に支障を与えないようにしなければならない。

#### 第10条（配水池の機能保持）

受託者は業務完了後、配水池の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

#### 第11条（安全管理）

受託者は、現場代理人を定め、作業中は、現場に常駐するとともに、常に業務の安全管理に留意しながら現場管理を行い、災害の防止に努めるものとする。

- 2 受託者は、業務に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。

- 3 受託者は、業務に当たり、酸素欠乏危険箇所、高所・地下、道路上その他、特に危険が予想される箇所では必要な安全対策を行い、事故防止に万全を期すこと。
- 4 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じること。

#### 第 12 条（衛生管理）

受託者は、水道施設構内又はその付近での業務に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

- 2 受託者は、作業従事者について水道法第 21 条および水道法施行規則第 16 条に基づく健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）の検査結果報告書を作業開始日までに提出すること。（写し可）なお、作業期間が同報告書の発行日から起算して 6 か月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出すること。

#### 第 13 条（業務時間）

業務時間は、原則委託者の通常勤務時間と同様とする。やむを得ず、土日祝日および時間外業務を行う場合は委託者に事前承諾を得ること。

#### 第 14 条（業務用工具および業務用消耗品）

業務用工具および業務用消耗品は、受託者の負担とする。

#### 第 15 条（業務用電力および業務用水）

業務用電力については受託者負担とするが、業務用水については、原則、委託者で支給とする。

#### 第 16 条（事故および機器の不具合）

受託者の責任に帰する事故および施設の不具合については、受託者の責任と負担により速やかに処置するとともに、監督員にも速やかに報告すること。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、監督員と受託者との協議のうえ対応を決定する。

#### 第 17 条（業務実施時期）

業務実施時期は委託者と受託者で協議のうえ決定する。

#### 第 18 条（委託代金の支払）

委託代金の支払は、秋田市上下水道局の財務規程による。

## 第 19 条（その他）

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議し定めるものとする。

## 第 2 章 清掃業務

### 第 20 条（対象施設）

業務を行う施設は、次のとおりとする。

#### (1) 桜ひがし配水塔

住 所	桜ガ丘五丁目地内
槽 数	1 槽
構 造	R C
有効水深	4.50m
有効容量	127.2 m <sup>3</sup>

#### (2) 大平台配水塔

住 所	大平台一丁目地内
槽 数	1 槽
構 造	R C
有効水深	2.60m
有効容量	124.2 m <sup>3</sup>

#### (3) 南ヶ丘配水塔

住 所	南ヶ丘三丁目地内
槽 数	1 槽
構 造	R C
有効水深	4.00m
有効容量	121.5 m <sup>3</sup>

### 第 21 条（業務範囲）

業務範囲は次のとおりとする。

#### (1) 水中ロボットによる清掃面積

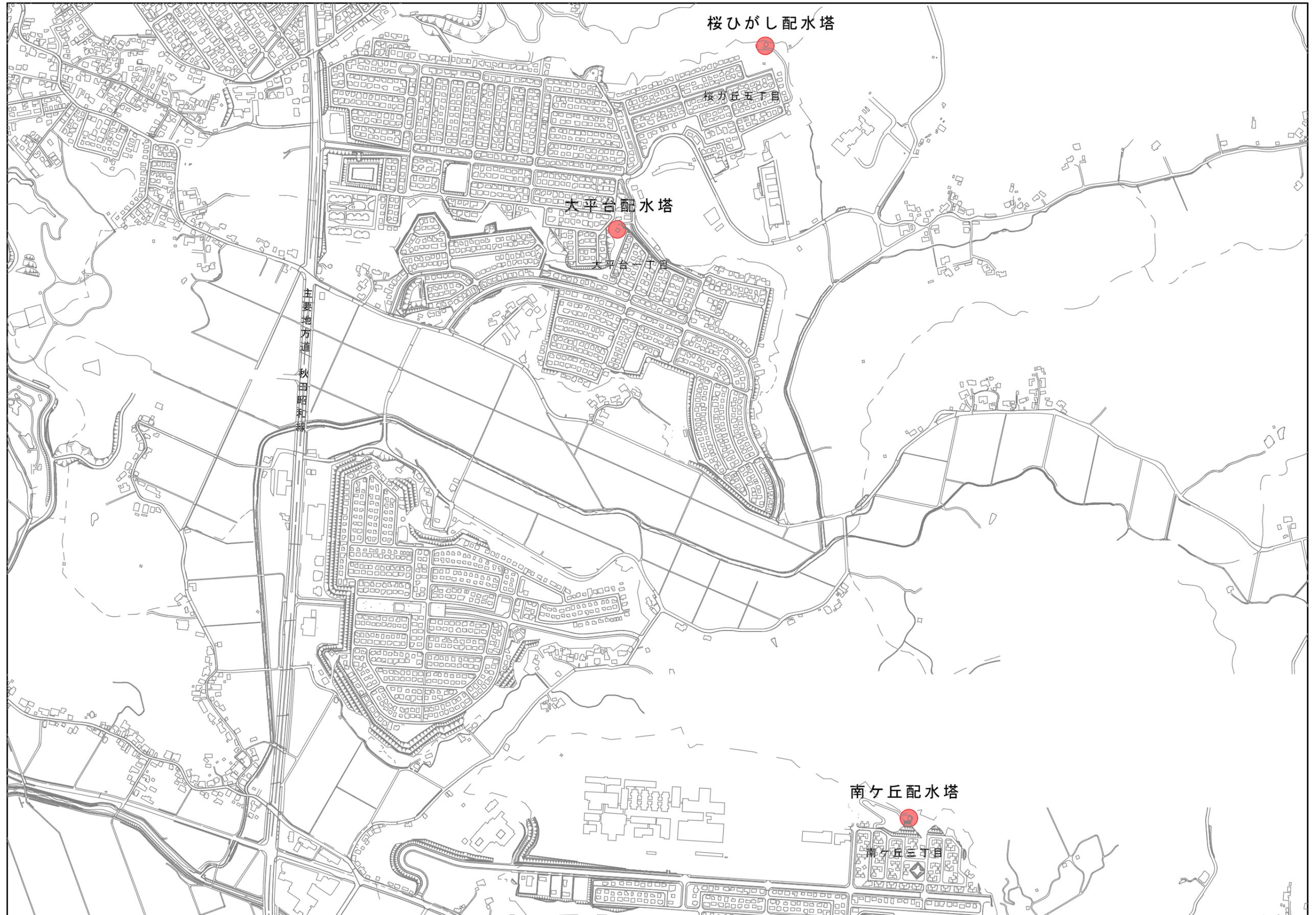
桜ひがし配水塔	28.2 m <sup>2</sup>
大平台配水塔	47.7 m <sup>2</sup>
南ヶ丘配水塔	30.3 m <sup>2</sup>

## 第 22 条（業務内容）

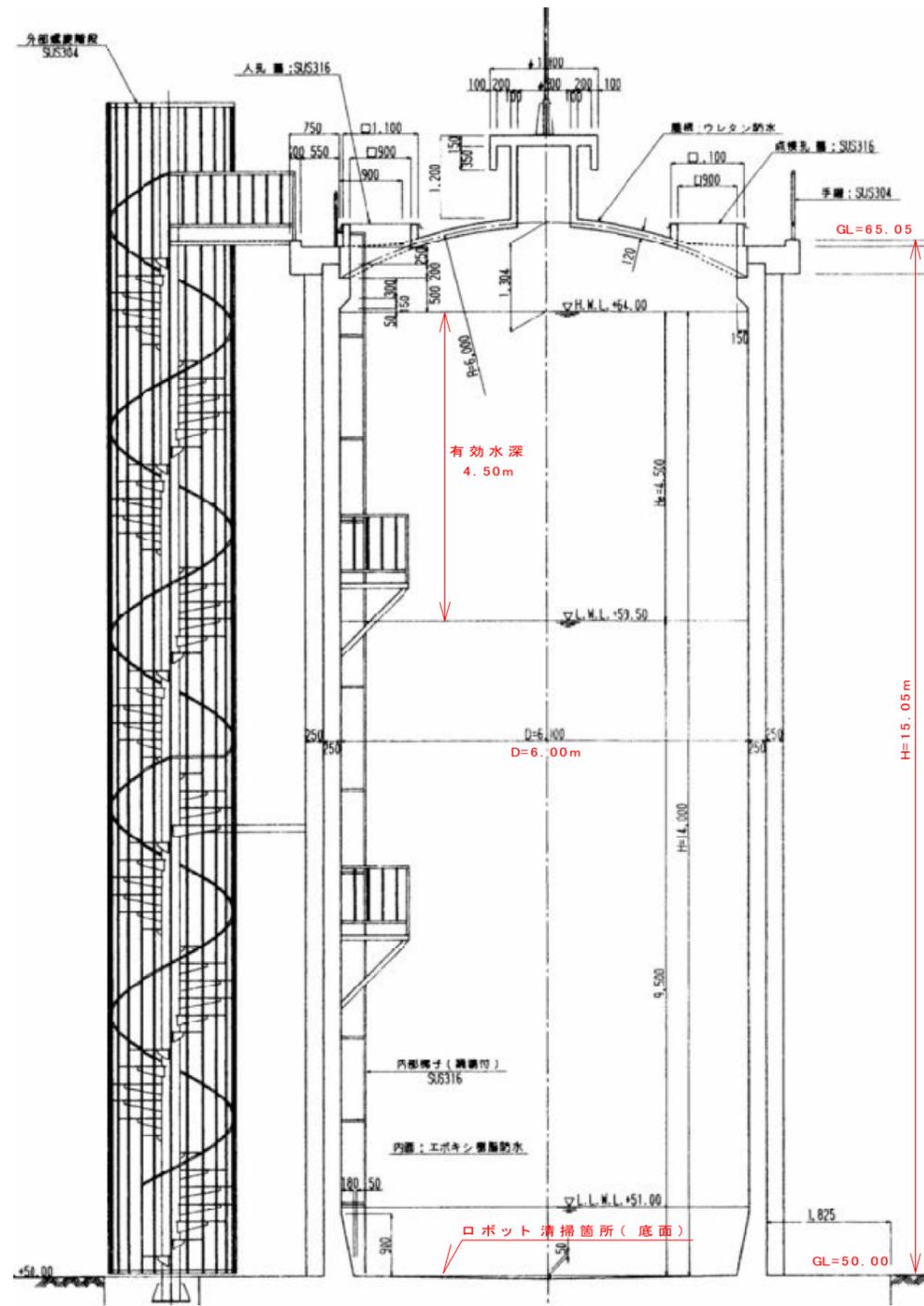
業務内容は次のとおりとする。

- (1) 配水池等の内部へ立ち入り前および清掃作業中は酸素濃度等の測定を行い、記録して報告書で提出すること。
- (2) 作業前に使用機器の滅菌消毒を実施し、写真で提出すること。
- (3) 配水塔の内部（床面）について、テレビカメラ付きロボット清掃車の床面清掃を実施すること。

# 箇所図 配水池等清掃業務委託



桜ひがし配水塔(参考図)

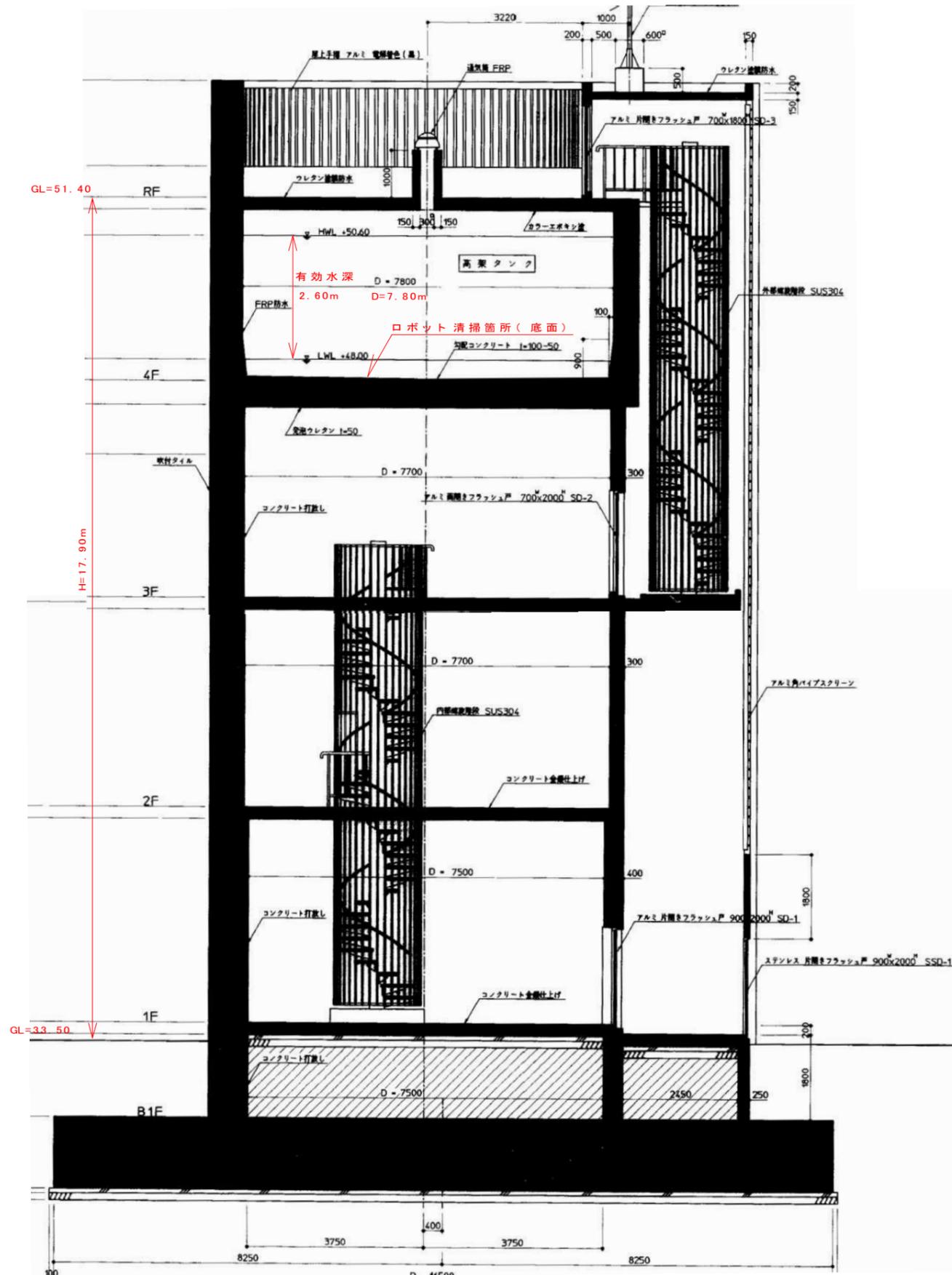


構造	R C
槽数	1槽
有効水深	4.50m
有効容量	127.2m <sup>3</sup>

(清掃範囲)  
水中ロボットによる清掃(底面) A=28.2m<sup>2</sup>

委託名	配水池等清掃業務委託		
工事場所	桜ガ丘五丁目地内ほか		
図名	桜ひがし配水塔(参考図)		
縮尺	S=FREE		
秋田市上下水道局 水道維持課			図番 1/3

大平台配水塔(参考図)

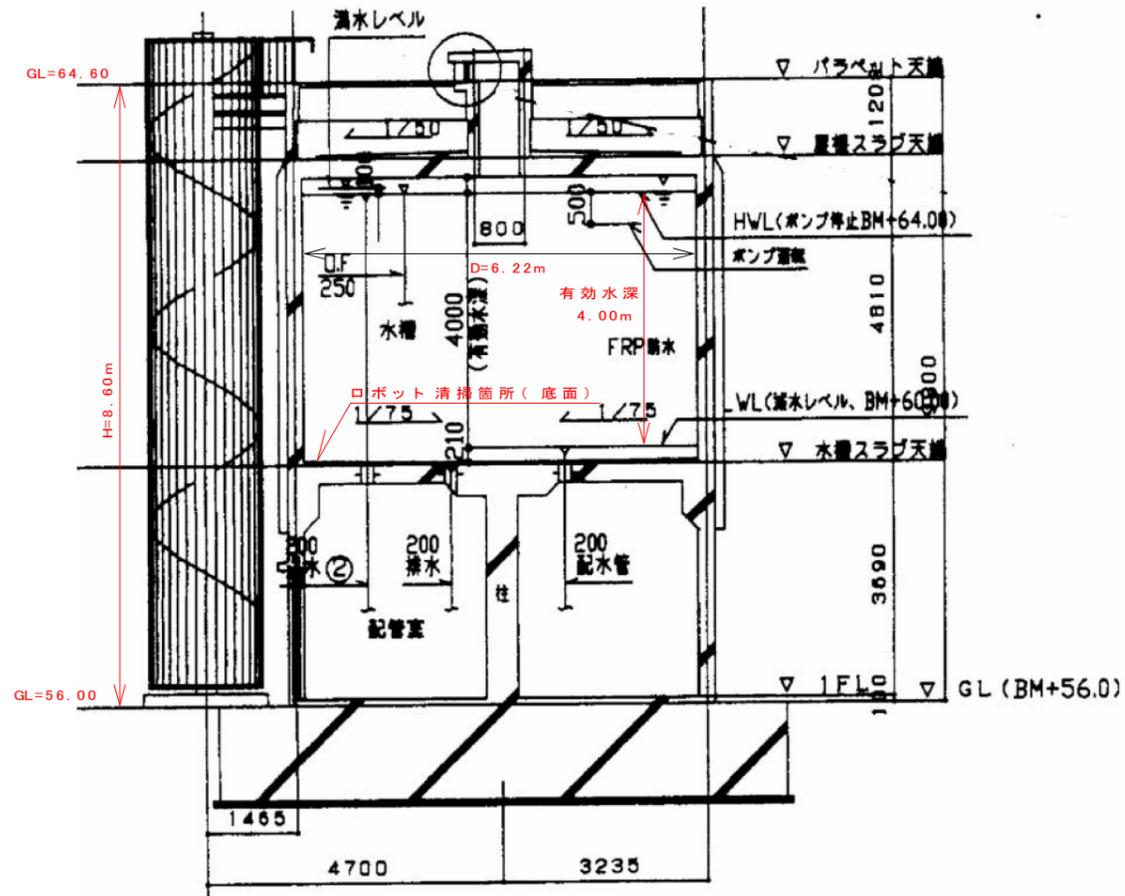


構造	R C
槽数	1槽
有効水深	2.60m
有効容量	124.2m <sup>3</sup>

(清掃範囲)  
水中ロボットによる清掃(底面) A=47.7m<sup>2</sup>

委託名	配水池等清掃業務委託		
工事場所	桜ガ丘五丁目地内ほか		
図名	大平台配水塔(参考図)		
縮尺	S=FREE		
秋田市上下水道局 水道維持課			図番 2/3

南ヶ丘配水塔(参考図)



構造	R C
槽数	1槽
有効水深	4.00m
有効容量	121.5m <sup>3</sup>

(清掃範囲)  
水中ロボットによる清掃(底面) A=30.3m<sup>2</sup>

委託名	配水池等清掃業務委託		
工事場所	桜ガ丘五丁目地内ほか		
図名	南ヶ丘配水塔(参考図)		
縮尺	S=FREE		
秋田市上下水道局 水道維持課			図番 3/3